

告示第1038号

令和5年8月31日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市就学システム（就学援助・学齢簿）標準化移行準備業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者の資格について（告示）

鹿児島市就学システム（就学援助・学齢簿）標準化移行準備業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者の資格を、次のとおり定めたので告示します。

記

1 業務の概要

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）に定められている標準化対象事務の国民年金・印鑑登録の計2業務を対象とし、ガバメントクラウド上で構築されるパッケージシステムへ移行するに当たり、移行計画策定等の移行準備を行う。

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、一事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(9)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たし、かつ、いずれかの構成員が(9)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 告示日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 告示日において、納期の到来している市区町村税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 告示日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS適合性評価制度認証を取得しているものであること。
- (9) 平成30年度以降に、国、地方公共団体又は独立行政法人において、就学（就学援助・学齢簿）に係るシステム又は個人情報を取り扱うシステムの導入業務を受託し、又は保守業務を履行した実績を有すること。

3 参加申込書受付要領

(1) 受付期間

告示日から令和5年9月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

「鹿児島市就学システム（就学援助・学齢簿）標準化移行準備業務委託企画提案競技実施要領」に定める書類

(4) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）

(5) 参加申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市総務局総務部情報システム課（東別館10階）

電話 099-216-1118

4 その他

鹿児島市就学システム（就学援助・学齢簿）標準化移行準備業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。